

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成28年10月1日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第25条 (省 略)</p> <p>(追 加)</p> <p>第26条～第34条</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成27年12月28日</u>より施行する。</p>	<p>第1条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>第26条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</u> <u>お客様は、外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨をインヴァスト証券に届け出るものとします。</u></p> <p><u>2 お客様は、前項について当社に届け出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届け出を行うものとします。</u></p> <p>第27条～第35条</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成28年10月1日</u>より施行する。</p>